

区民委員会陳情説明資料

令和4年9月27日

| 件名 | 頁 |
|----------------------|---|
| 1 受理番号8 受動喫煙防止を求める陳情 | 2 |

(地域のちから推進部)

| | |
|--------|--|
| 件名 | 受理番号 8 受動喫煙防止を求める陳情 |
| 所管部課名 | 地域のちから推進部地域調整課 |
| 陳情の要旨 | <p>1 江北駅、見沼代親水公園駅に計画している「パーテーション型喫煙所」の整備については、喫煙者が殆どおらず、かえって受動喫煙を招くので見直すこと。</p> <p>2 北綾瀬駅においては、「しょうぶ沼公園」内に「コンテナ型喫煙所」の整備を計画しているが、公園は「禁煙」となる区の施設であり、出入り時等の煙の流出を完全に防ぐことはできないため見直すこと。</p> |
| 陳情者等 | 請願文書表のとおり |
| 内容及び経過 | <p>1 東京都受動喫煙防止条例について</p> <p>東京都は、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的に、「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、令和2年4月1日より全面施行した。</p> <p>東京都受動喫煙防止条例第一条より抜粋</p> <p>この条例は、健康増進法(平成十四年法律第百三号。以下「法」という。)第六章及び第九章並びに健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。)附則第二条から第七条までに定めるもののほか、東京都(以下「都」という。)、都民及び保護者の責務を明らかにするとともに、都民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。</p> <p>東京都受動喫煙防止条例第三条第3項より抜粋</p> <p>都は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関するその他必要な施策について、都民、区市町村(特別区及び市町村をいう。第六条において同じ。)、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。)その他の関係者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。</p> <p>また、東京都は「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行に伴い、受動喫煙を生じさせることのない社会環境の整備の推進を図ることを目的に、平成30年度に「東京都受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業実施要綱」を制定した。</p> |

東京都受動喫煙防止対策の強化に伴う喫煙環境の整備事業実施要綱の第1条より抜粋

この事業は、地域の実情に応じて区市町村が取り組む屋内外の公衆用の喫煙場所（以下「公衆喫煙所」という。）の整備を通じ、受動喫煙を生じさせることのない社会環境の整備の推進を図ることを目的とする。

2 当区の公衆喫煙所整備について

(1) 設置方針

「東京都受動喫煙防止条例」を受け、まちのさらなる美化推進、受動喫煙防止等を目的に、公衆喫煙所の整備をすることとした。

また、事業開始当初から一日あたりの乗降客数がおおむね一万人程度以上である駅、交通結節点である駅等を対象に整備することとしている。

(2) これまでの整備状況について

令和元年度から令和3年度までの3か年で、計12か所の整備を行った。

| No. | 地区 | 整備年度 | 種類 |
|-----|----------------------|-------|----------|
| 1 | 梅島駅 | 令和元年度 | コンテナ型 |
| 2 | 北千住駅東口 | 令和2年度 | |
| 3 | 西新井駅東口 | | |
| 4 | 竹ノ塚駅東口 | | |
| 5 | 牛田駅／京成関屋駅 | | |
| 6 | 綾瀬駅東口 | 令和3年度 | |
| 7 | 江北地区 | | |
| 8 | 北千住駅西口 | 令和元年度 | パーテーション型 |
| 9 | 五反野駅（四家交差点） | 令和2年度 | |
| 10 | 北千住駅西口 （加熱式たばこ専用） | | |
| 11 | 綾瀬駅西口 | | |
| 12 | 六町駅 | | |

※ その他、「西新井駅西口」「竹ノ塚駅西口」において暫定整備を実施

※ 喫煙所の設置にあたっては、コンテナ型の設置を優先して調整を行っているが、設置箇所の面積、周辺の喫煙者の状況等を総合的に判断し、パーテーション型も含めて整備を行っている。

(3) 一か所あたりの整備費用及び維持管理費用について

| 種類 | 主な設備 | 整備費用 | 維持管理費用 |
|----------|--|------------|----------|
| コンテナ型 | <ul style="list-style-type: none"> プラズマ脱臭機 エアコン 灰皿 防犯カメラ | 約 2,000 万円 | 約 800 万円 |
| パーテーション型 | <ul style="list-style-type: none"> 灰皿 | 約 600 万円 | 約 200 万円 |

※ 費用については、実績ベースによる

(4) 江北駅について

ア 整備予定箇所

江北駅交通広場内

イ 乗降客数（令和2年度）

9,498人

ウ パトロール時における注意・指導件数

(ア) 民間事業者に委託している「マナーアップ・パトロール」において、注意・指導を行っている。

(イ) パトロールは、平日は午前7時から、もしくは午後4時から、それぞれ3時間ずつ駅周辺にて実施。

案内図



令和4年8月末現在

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| パトロール回数 | 72 | 73 | 31 |
| 注意・指導件数 | 160 | 143 | 61 |
| 平均件数 | 2.22 | 1.96 | 1.97 |

※ 「平均件数」は1回のパトロールにおける件数

※ 令和4年度は8月末までの件数

エ これまでの地元対応

令和4年8月までに、近隣の町会・自治会長、近隣住民に対し、個別説明を実施。

また「江北地区まちづくり連絡会」（令和4年7月7日開催）において、会員に対し説明を実施。

(5) 見沼代親水公園駅について

ア 整備予定箇所

見沼代親水公園駅交通広場内

イ 乗降客数（令和2年度）

10,856人

ウ パトロール時における注意・指導件数

(ア) 民間事業者に委託している「マナーアップ・パトロール」において、注意・指導を行っている。

(イ) パトロールは、平日は午前7時から、もしくは午後4時から、それぞれ3時間ずつ駅周辺にて実施。



令和4年8月末現在

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| パトロール回数 | 72 | 71 | 31 |
| 注意・指導件数 | 172 | 163 | 74 |
| 平均件数 | 2.39 | 2.30 | 2.39 |

※ 「平均件数」は1回のパトロールにおける件数

※ 令和4年度は8月末までの件数

エ これまでの地元対応

令和4年8月までに、近隣の町会・自治会長等に対し、個別説明を実施。

(6) 北綾瀬駅について

ア 整備箇所

しょうぶ沼公園内

イ 乗降客数（令和3年度）

33,456人

ウ コンテナ型喫煙所について

(ア) 壁及び天井で囲まれ、閉鎖されている。

(イ) 喫煙所内には、「プラズマ脱臭機」の設置を予定。



エ パトロール時における注意・指導件数

(ア) 民間事業者に委託している「マナーアップ・パトロール」において、注意・指導を行っている。

(イ) パトロールは、平日は午前7時から、もしくは午後4時から、それぞれ3時間ずつ駅周辺にて実施。

令和4年8月末現在

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| パトロール回数 | 81 | 80 | 35 |
| 注意・指導件数 | 342 | 269 | 114 |
| 平均件数 | 4.22 | 3.36 | 3.26 |

※ 「平均件数」は1回のパトロールにおける件数

※ 令和4年度は8月末までの件数

オ これまでの地元対応

令和4年8月までに、近隣の町会・自治会長に対し、個別説明を実施。

また「北綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会」会員に対し、書面にて説明を実施（令和4年5月13日発送）。

問題点等